

# 設立総会議案書

【期 日】 平成 2 0 年 1 0 月 2 2 日 ( 水 )  
午後 2 時 ~ 午後 3 時 3 0 分

【会 場】 水 戸 芸 術 館      会 議 場

## 水戸市中心市街地活性化協議会

事務局；水戸商工会議所内

〒310-0801 水戸市桜川 2 - 2 - 35

TEL 029-224-3315

FAX 029-231-0160

# 設 立 総 会 次 第

1. あ い さ つ

2. 議 案

【第1号議案】 水戸市中心市街地活性化協議会規約（案）について

【第2号議案】 役員を選任について

【第3号議案】 運営委員会の法定外構成委員の指名同意と運営委員長  
及び副委員長の指名同意について

【第4号議案】 平成20年度事業計画（案）及び予算（案）について

# 水戸市中心市街地活性化協議会会員名簿

(順不同・敬称略)

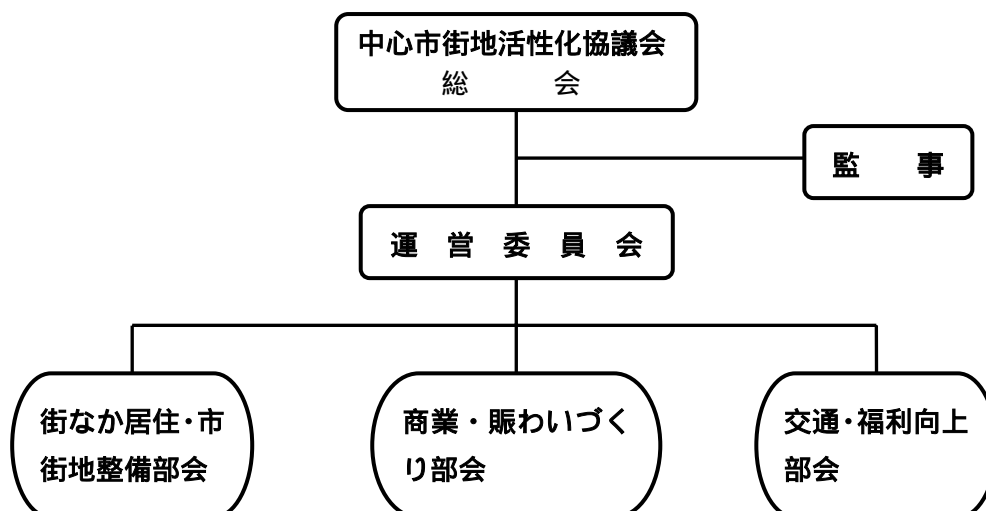
事業所名・団体	委員名	備考
水戸商工会議所	会 頭 加 藤 啓 進	
NPO法人茨城の暮らしと景観を考える会	代 表 理 事 三 上 靖 彦	
社団法人 水戸市商店会連合会	会 長 蔭 山 二 郎	
株式会社 水戸京成百貨店	代表取締役会長 大 園 哲 生	
社団法人 茨城県バス協会	会 長 須 田 哲 雄	
株式会社 常陽銀行	常務取締役 保 立 武 憲	
学校法人 リリー文化学園	理 事 長 大久保 博 之	
株式会社 茨城新聞社	代表取締役社長 小田部 卓	
大工町一丁目地区市街地再開発組合	理 事 長 西 野 一 郎	
国立大学法人 茨城大学	人文学部教授 齋 藤 典 生	
水戸市	産業経済部長 比 佐 敬	
タウンマネージャー	未 定	

## オブザーバー

(順不同・敬称略)

国土交通省関東整備局常陸河川国道事務所長	梅 田 和 男
茨城県商工労働部参事兼中小企業課長	高野内 明
水戸警察署長	山 本 昭 造

## 水戸市中心市街地活性化協議会組織構成



### 【各組織の主な役割】

#### (1) 中心市街地活性化協議会総会

法定化されている中心市街地活性化協議会の役割 市町村が作成する基本計画、認定基本計画の実施について、市町村に意見を述べることができる。(法第15条第9項) 市町村が基本計画を作成する際の意見聴取(法第9条第4項) 民間事業者が事業計画を作成する際の協議(法第40条第1項)についての最終の意思決定。その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項についての協議と最終の意思決定。

#### (2) 運営委員会

中心市街地活性化協議会長の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する 中心市街地活性化協議会総会へ上程する提案事項の調整 専門部会へ委託する事項の調整 その他協議会の運営全般に関する事項の調整。

#### (3) 専門部会

運営委員会からの委託を受け、具体的な計画内容の推進に関する協議を基に運営委員会へ協議結果の報告を行う。

##### 街なか居住・市街地整備部会

街なか居住の促進と居住環境の向上、市街地整備に関する具体的計画の調整など

##### 商業・賑わいづくり部会

TMO構想の基本理念である「文化重層都市」を踏襲した商業基盤の整備、賑わいづくり事業の具体的計画の促進調整など

##### 交通・福利向上部会

公共交通機関の利便性の向上、都市福利施設の整備に関する事業の具体的計画の調整など。

## 【第1号議案】

### 水戸市中心市街地活性化協議会規約（案）

#### 第1章 総則

##### （名称）

第1条 本会は、「水戸市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）」と称する。

##### （目的）

第2条 協議会は、水戸市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、水戸市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及び民間事業者が作成する計画の実施に関し、必要な事項を協議し、水戸市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

##### （活動）

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

##### （1）中心市街地の活性化に係る総合調整に関する事項

- ア 水戸市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 水戸市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 水戸市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- エ 水戸市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

##### （2）中心市街地の活性化に係る事業に関する事項

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化事業に関すること
- オ 交通ネットワーク事業に関すること

##### （3）その他、中心市街地の活性化に関すること

##### （事務所）

第4条 協議会の事務所は、水戸商工会議所内に置く。

##### （公告の方法）

第5条 協議会の会員及び議事録は、水戸商工会議所ホームページ及び水戸まちなかナビにおいて公開するほか、必要に応じて水戸商工会議所会報への掲載、水戸市報及び記者クラブへの配信等を行う。

#### 第2章 会員

##### （協議会会員の構成）

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- （1）水戸商工会議所
- （2）特定非営利活動法人 茨城の暮らしと景観を考える会
- （3）水戸市
- （4）中心市街地活性化法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

(タウンマネージャー)

第7条 協議会運営の全般に関する指導・助言を受けるために、必要に応じてタウンマネージャーを置くことができる。タウンマネージャーは協議会の同意を得て会長が指名する。

(オブザーバー)

第8条 協議会の活動に関わる法令等の指導・助言を得るために、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは協議会の同意を得て会長が指名する。

(入会)

第9条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、協議会の承認を得なければならない。

(退会)

第10条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

(会費)

第11条 会費は、必要に応じ別途定める。

(除名)

第12条 会員が協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

第13条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、水戸商工会議所会頭とする。

3 副会長及び監事は協議会の承認を得て、会長が会員の内から選任する。

4 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員は非常勤とする。

(職務)

第14条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

### 第4章 会議

(総会)

第15条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他協議会が必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第 16 条 協議会の下に、協議会会員及び法定外構成員（法第 15 条 8 項）から構成する運営委員会を置く。

2 運営委員会は会長の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する

(1) 中心市街地活性化協議会総会へ上程する提案事項の調整

(2) 専門部会へ委託する事項の調整

(3) その他協議会の運営全般に関する事項の調整

3 運営委員会の法定外構成員は協議会の同意を得て会長が指名する。

4 運営委員会は、委員長、副委員長、運営委員で構成する。

5 委員長、副委員長、運営委員は、協議会の同意を得て会長が指名する。

6 運営委員長が必要と認めるときは、オブザーバーも出席できる。

7 運営委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

8 運営委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

9 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 17 条 運営委員会の下に、「街なか居住・市街地整備部会」「商業・賑わいづくり部会」「交通・福利向上部会」の専門部会を設置する。

2 専門部会は、運営委員会からの委託を受け、具体的な計画内容の推進に関する協議を基に運営委員会へ協議結果の報告を行う。

3 専門部会の正副部会長および部会委員は、運営委員長が協議会の事業内容に応じて選任する。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 18 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(収入・支出)

第 19 条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 20 条 協議会の事務を処理するために、水戸商工会議所内に事務局を置く。

第 7 章 解 散

(解散)

第 21 条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

第 8 章 規約の廃止

(規約の廃止)

第 22 条 本規約は、第 21 条の解散をもって廃止する。

附 則

1 本規約は、平成 年 月 日から施行する。

2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

# 水戸市中心市街地活性化協議会 運営委員会名簿

(順不同・敬称略)

	団体所属	氏名	根拠区分	備考
協議会 構成員 委員	水戸商工会議所副会頭	鈴木 重男	共同設置者	
	水戸商工会議所中部ブロック協議会長	黒澤 輝子	共同設置者	
	水戸商工会議所商業振興委員会委員長	大圃 哲生	共同設置者	
	水戸商工会議所まちづくり委員会委員長	深谷 邦夫	共同設置者	
	NPO 法人茨城の暮らしと景観を考える会	三上 靖彦	共同設置者	
	水戸市商店街連合会	大橋 章	商業者	
	駅前地区商店会代表	久米 勝	商業者	
	南町地区商店会代表	中村 眞一	商業者	
	泉町地区商店会代表	金澤 克憲	商業者	
	大工町地区商店会代表	根本 輝一	商業者	
	(株)水戸京成百貨店	今井 真澄	商業者	
	茨城県バス協会	瀬谷 憲雄	交通事業者	
	(株)常陽銀行	井口 猛	地域経済	
	リリー文化学園	入江 清芳	都市福利事業者	
	(株)茨城新聞	石井 稔	地域メディア	
	大工町一丁目市街地再開発組合	平松 克章	開発・整備	
	茨城大学人文学部	齋藤 典生	教育文化	
	水戸市産業経済部参事(中心市街地活性化担当)	大平 悟	市	
	水戸市産業経済部商工政策課長	高畑 孝	市	
	水戸市都市計画部都市計画課長	小川 毅	市	
タウンマネージャー	未定			
法定外 構成員 委員	(株)横須賀満夫建築設計事務所	横須賀 満夫	開発・整備	
	(株)葵建設工業	栗原 英則	開発・整備	
	(株)JR東日本水戸支社	高畑 治	交通事業者	
	水戸市芸術振興財団	大津 良夫	教育文化	
	常磐大学コミュニティ振興学部	井上 繁	教育文化	
	水戸市駐車場業組合	川上 典夫	駐車場	
	(株)まちプラン研究所	林 雄一	学識経験者	
	まち里研究	松本 治郎	学識経験者	
	常陽地域研究センター	永盛 清	学識経験者	
	(株)常陽産業研究所	海老原 健	学識経験者	
	NPO法人茨城NPOセンター commons	横田 能弘	環境・コミュニティ	
	(有)ファイブアース あおぞらデバイス水戸	岩下 由加里	医療福祉	
	泉町一丁目北地区市街地再開発準備組合	綿引 甚介	開発・整備	
	NHK水戸放送局	吉田 雄一	地域メディア	



### ( 3 ) 専門部会

事業計画の実効性を確保するために運営委員会委員長の指名により、関係運営委員プラス事業実施者および事業の密接な関係者から構成する。15名程度。

街なか居住・市街地整備部会

例) 地権者、ディベロッパー、地域住民代表など

商業・賑わいづくり部会

例) 商業コンサル、イベント業者、地域メディアなど

交通・福利向上部会

例) タクシー業者、病院関係、福祉関係者など

【第4号議案】

平成20年度水戸市中心市街地活性化協議会事業計画（案）

【期間：平成20年10月22日～平成21年3月31日】

1. 会議

総会	設立総会および臨時総会の開催
運営委員会	中心市街地活性化協議会総会へ上程する提案事項の調整および専門部会へ委託する事項の調整、中心市街地活性化協議会の運営・活動等について協議 随時開催
専門部会	運営委員会からの委託を受け、具体的な計画内容の推進に関して協議し運営委員会へ協議結果の報告を行う 進捗状況等に合わせ随時開催

2. 事業

新水戸市中心市街地活性化基本計画に関する意見具申、協議および提案

新水戸市中心市街地活性化基本計画に盛り込む事業プランの調査・検討および具現化

中心市街地活性化に係る各種事業および団体との連携調整

先進事例等セミナー開催によるまちづくりの意識の醸成

# 平成20年度水戸市中心市街地活性化協議会予算（案）

【期間：平成20年10月22日～平成21年3月31日】

## 【収入の部】

科 目	本年度予算額	摘 要
1. 負 担 金	500,000	商工会議所より
2. 会 費	0	研修等事業参加会費
3. 雑 収 入	0	預金等利息
合 計	500,000	

## 【支出の部】

科 目	本年度予算額	摘 要
1. 運 営 費	500,000	
会 議 費	125,000	総会 (20,000) / 運営委員会 (30,000) / 専門部会 (75,000)
通 信 費	10,000	連絡通信費
委員謝金	250,000	正副運営委員長(2名)、専門部会長(3名) @10,000 × 5名 × 5回
ホームページ運用費	25,000	ホームページ運用費
セミナー等研修費	70,000	セミナー・講習会等の開催
印 刷 費	15,000	資料印刷費等
図 書 費	5,000	資料等購入
合 計	500,000	